

川崎市公告第1006号

(仮称) 川崎市幸区堀川町A地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書
について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第10条の規定に基づく条例環境影響評価方法書の提出がありましたので、同条例第11条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第11条で定める事項について次のとおり公告します。

令和8年6月29日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価方法書について

1 指定開発行為者

名称：京浜急行電鉄株式会社

代表者：取締役社長 川俣 幸宏

所在地：横浜市西区高島一丁目2番8号

名称：関電不動産開発株式会社

代表者：首都圏事業本部長 真屋 功

所在地：東京都中央区京橋一丁目11番1号

名称：日鉄興和不動産株式会社

代表者：代表取締役 三輪 正浩

所在地：東京都港区赤坂一丁目8番1号

名称：大和ハウス工業株式会社 南関東支社

代表者：執行役員支社長 小島 由光

所在地：横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号

名称：三菱地所レジデンス株式会社

代表者：代表取締役 明嵐 二郎

所在地：東京都千代田区大手町一丁目9番2号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)川崎市幸区堀川町A地区開発計画

(2) 種類

高層建築物の新設 (第1種行為)

住宅団地の新設 (第2種行為)

大規模建築物の新設 (第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市幸区堀川町580番地1ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

共同住宅及び商業施設の新設

(2) 内容

計画地面積：約 8,620 m²

建築物の高さ：約 118m（塔屋等含む最高高さ約 121m）

延べ面積：約 99,000 m²（うち、住宅 約 89,500 m²）

5 指定開発行為の施行期間

令和9（2027）年度～令和15（2033）年度（予定）

6 条例環境影響評価方法書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

第5章 関係地域の範囲

第6章 その他

7 条例環境影響評価方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和8年6月29日（月）から令和8年8月12日（水）まで

(2) 場所及び時間

川崎区役所2階、幸区役所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、川崎区役所及び幸区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。

※縦覧開始日（6月29日）は、午前10時から縦覧を行います。